

法務省民二第740号

平成24年3月22日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記オンライン申請受付代行システムにおける電子申請に関する不動産登記事務の取扱いについて（通知）

標記の不動産登記事務の取扱いについては、平成23年1月31日付け法務省民二第239号当職通知（以下「平成23年通知」という。）をもって示したところですが、本月26日以降は、登記オンライン申請受付代行システム（以下「受付代行システム」という。）に送信された電子申請（以下「受付代行申請」という。）について、登記・供託オンライン申請システムの障害が解消した後に、オンラインによる処理を希望する場合であっても、当該処理を可能とするための情報を記録した様式（オンライン処理申出様式）を登記・供託オンライン申請システムへ送信することなく、オンラインによる処理が可能となりますので、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成23年通知は、本月23日をもって廃止します。

記

第1 受付代行申請の取扱い

1 受付代行申請の受付年月日

受付代行システムの運用時間については、最長で運用日の午後7時までとすることはできるものとされているところ、受付代行申請が運用日の午後5時15分から午後7時までの間に受付代行システムに到達をした場合であっても、当該到達をした日をもって受付代行申請の受付の年月日とする。

2 受付代行申請の処理

受付代行申請については、登録免許税の電子納付に係る処理を除き、通常時にされた電子申請と同様の処理が可能となる。

なお、受付代行システムを利用したオンラインによる補正、取下げ、事前通知に対する申出、電子公文書の通知等に係る処理を行うことも可能である。

### 3 受付代行申請に係る登録免許税の納付方法

受付代行申請に係る登録免許税については、電子納付をすることができないことから、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する同法第21条から第23条までに規定する登記機関の定める書類（登録免許税納付用紙）を用いて、所要の登録免許税を納付しなければならない。

## 第2 その他

受付代行システムの運用に当たっては、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、登記・供託オンライン申請システムのTwitter、法務局ホームページ及び申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」を利用して周知を図るものとされているところであるが、受付代行システムにおける電子申請に関する不動産登記事務が適正かつ円滑に処理されるよう、関係職員との連携に特に留意されたい。

法務省民商第741号  
平成24年3月22日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局长 殿

法務省民事局商事課長

登記オンライン申請受付代行システムにおけるオンライン登記申請に関する商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

標記の商業・法人登記事務の取扱いについては、平成23年1月31日付け法務省民商第240号当職通知（以下「平成23年通知」という。）をもって示したところですが、本月26日以降は、登記オンライン申請受付代行システム（以下「受付代行システム」という。）に送信されたオンライン登記申請（以下「受付代行申請」という。）について、登記・供託オンライン申請システムの障害が解消した後に、オンラインによる処理を希望する場合であっても、当該処理を可能とするための情報を記録した様式（オンライン処理申出様式）を登記・供託オンライン申請システムへ送信することなく、オンラインによる処理が可能となりますので、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成23年通知は、本月23日をもって廃止します。

記

第1 受付代行申請の取扱い

1 受付代行申請の受付年月日

受付代行システムの運用時間については、最長で運用日の午後7時までとすることができまするものとされているところ、受付代行申請が運用日の午後5時15分から午後7時までの間に受付代行システムに到達をした場合であっても、当該到達をした日をもって受付代行申請の受付の年月日とす

る。

## 2 受付代行申請の処理

受付代行申請については、登録免許税等の電子納付に係る処理を除き、通常時にされたオンライン登記申請と同様の処理が可能となる。

なお、受付代行システムを利用したオンラインによる補正又は取下げに係る処理を行うことも可能である。

## 3 受付代行申請に係る登録免許税等の納付方法

受付代行申請に係る登録免許税又は登記手数料については、電子納付をすることができないことから、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項の規定により読み替えて適用する同法第21条から第23条までに規定する登記機関の定める書類又は商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第106条第3項の規定により読み替えて適用する規則第63条第3項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記官の定める書類を用いて、所要の登録免許税又は登記手数料を納付しなければならない。

## 第2 その他

受付代行システムの運用に当たっては、登記・供託オンライン申請システムのホームページ、登記・供託オンライン申請システムのTwitter、法務局ホームページ及び申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」を利用して周知を図るものとされているところであるが、受付代行システムにおけるオンライン登記申請に関する商業・法人登記事務が適正かつ円滑に処理されるよう、関係職員との連携に特に留意されたい。